

学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業実施要綱

令和7年3月28日付6福祉子家第3222号

1 目的

この事業は、区市町村が地域の実情や特性を踏まえた学童クラブ待機児童対策計画を策定し、当該計画に基づき実施する事業を東京都が支援することで、学童クラブの待機児童を早期に解消し、その状態を継続することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、待機児童が既に発生している又は当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある区市町村とする。

なお、区市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。この場合において、区市町村は、委託先等との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先等から定期的な報告を求めるものとする。

3 対象児童

4（6）から（9）までの事業における対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童とする。また、利用児童数については、事業を実施する施設の規模や職員体制、利用状況等を踏まえ、児童が安全に過ごすことができる人数を勘案して設定するものとする。

4 事業の内容

本事業の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 学童クラブ整備に係る区市町村等負担軽減事業

東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子家第358号。以下同じ。）別添2学童クラブ環境整備事業3（1）学童クラブ設置促進事業又は学童クラブの創設、改築、拡張、大規模修繕及び応急仮設施設整備のための施設整備の区市町村等の負担を軽減する事業。

(2) 賃借料補助の充実事業

東京都学童クラブ事業実施要綱別添4学童クラブ支援事業（学童クラブ運営支援事業）3（1）賃借料補助により実施する事業。

(3) 送迎支援事業補助の充実事業

東京都学童クラブ事業実施要綱別添5学童クラブ支援事業（学童クラブ送迎支援事業）により実施する事業。

(4) 開設準備経費補助の充実事業

東京都学童クラブ事業実施要綱別添13学童クラブ開設準備支援事業により実施する事業。

(5) 利用調整支援事業補助の充実事業

東京都学童クラブ事業実施要綱別添16学童クラブ利用調整支援事業支援により実施する事業。

- (6) 放課後子供教室終了後の居場所等確保事業
放課後子供教室の終了後の場所などを活用して、多様な居場所を確保する事業。
- (7) 児童館ランドセル来館事業
児童館を活用して、多様な居場所を確保する事業。
- (8) 保育所等での居場所確保事業
認可保育所や認証保育所、幼稚園等を活用して、多様な居場所を確保する事業。
- (9) 長期休業中の居場所確保事業
小学校の長期休業期間中に、多様な居場所を確保する事業。
- (10) その他待機児童解消に資する事業
その他特に待機児童解消に資すると考えられる取組として実施する事業。

5 実施要件

本事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 学童クラブ待機児童対策計画の策定
事業を実施する区市町村は、学童クラブの待機児童を解消し、その状態を継続することを指標とする計画（別紙様式1。以下「計画」という。）を本事業の実施年度ごとに策定し、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに提出すること。待機児童の解消目標時期は、令和10年5月1日とすること。
なお、待機児童数については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（国実施）」の「利用（登録）できなかった児童数（待機児童数）」によること。
また、計画策定年度に学童クラブの待機児童が存在しないものの待機児童が発生する可能性がある場合は、次年度以降において待機児童が存在しない状態を維持することを目標とすること。
計画の目標を達成することができなかった場合は、その要因と後の対策を分析し、知事へ報告すること。
- (2) 待機児童の実態把握等
事業を実施する区市町村は、待機児童の状況確認、他の学童クラブや多様な居場所の案内及び待機を選択するかの確認を年4回程度実施すること。
- (3) 実施状況報告
事業を実施する区市町村は、計画の進捗状況及び実態把握の状況等を、毎年度、知事が別に定める日までに報告すること。

6 計画の採択及びヒアリング

- (1) 計画の採択
5（1）により提出された計画について、知事が適当と認める場合に採択を行う。採択された計画については、原則、別紙様式2により、東京都のホームページ等において公表する。

(2) 東京都によるヒアリング

知事は、事業を実施する区市町村に対して、計画策定時及び毎年度の実施状況報告時にヒアリングを実施する。

7 経費の補助

4に定める事業に必要な経費は、別に定める補助要綱により予算の範囲内で補助するものとする。

8 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

9 実施期間

この事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

附 則（令和7年3月28日付6福祉子家第3222号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。